

スマートC X (損失限定取引) 約款

本約款は、受託契約準則第84条に基づき株式会社アステム(以下「当社」という。)の定める損失限定取引に基づく取引(以下「損失限定取引」という。)の取引約款であり、以下の条項に基づき取引を行うものとする。

第1条(用語の定義)

本約款において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

1. 「ロスカット取引」とは、一定の損失に達した場合に自動的に市場内で決済を行うおうとする取引。
2. 「ストップロス取引」とは、ロスカット取引が成立しなかった場合に市場外で決済を行う取引。
3. 「損失限定取引」とは、ロスカット取引とストップロス取引を組み合わせた取引。
4. 「ロスカット水準」とは、市場離脱を試みる価格。
5. 「ロスカット限度水準」とは、市場離脱を目指す価格。

第2条(委託者証拠金の預託)

委託者証拠金の預託は、現金のみの事前預託とする。

第3条(新規建玉の売買注文の種類)

本取引の新規売買注文の種類は指値注文のみとする。

第4条(対象商品及び取引限月の特定)

新規建玉は当社取扱銘柄の最期先(6番限)とする。

第5条(取引の期限)

当月限納会により取引限月が4番限となったときは、4番限での最終営業日の日中立会にて、お客様の計算において当該建玉を決済する。(期限のない銘柄を除く)

第6条(委託者証拠金の額)

個別取引1枚あたりの当社が定める証拠金と取引所が定める証拠金との合計額とする。

第6条の2(委託者証拠金の計算方法)

1. 買の場合

$(\text{約定値段} - \text{ロスカット水準}) \times \text{倍率} + (\text{ロスカット水準} \times \text{価格変動率} \times \text{倍率})$

2. 売の場合

$(\text{ロスカット水準} - \text{約定値段}) \times \text{倍率} + (\text{ロスカット水準} \times \text{価格変動率} \times \text{倍率})$

第7条(ロスカット取引を行う値段)

個別取引1枚あたりの値洗損失額が取引所が定める各銘柄の価格変動率の50%以上となる値段をロスカット水準とする。

第8条(ストップロス取引を行う値段)

ロスカット注文が失効された場合、値洗損失が委託者証拠金の範囲内となる値段をロスカット限度水準とする。

ただし、ロスカット限度水準がサーキットブレーカー幅を超える場合は、サーキットブレーカー幅の上限若しくは下限の値段と読み替える。

(裏面に続く)

第9条（損失限度額）

当社が定める損失限度額は、1枚あたりの委託者証拠金の範囲内とする。
ただし、手数料は含まない。

第10条（値洗損失の計算及び計算時期）

現在価格をリアルタイムで計算を行うものとする。

第11条（委託手数料）

手数料の徴収の時期は、当該建玉の決済時とする。

第12条（取引の手続き）

1. 本取引は、「個別建玉ごとの委託者証拠金額」を初期の投資金額とし、個別の建玉ごとに当社が定めた損失限度を超えた場合に、仕切注文が執行される。
2. 本取引の開始に当っては、委託者は第6条に定めた委託者証拠金をもとに当社が設定した預り証拠金を差入れるものとする。
3. 委託者は、証拠金の差入れ後、新規取引を行うことができる。
4. 当社は、委託者の新規取引の約定と同時に、当該取引がロスカット状態になった場合の転売又は買戻しの注文をストップ注文で受注したものとする。
5. 委託者は、次項に該当する場合を除き任意に取引の決済を行うことができ、当該取引の決済後、前項の注文は取り消されるものとする。
6. 当社は、委託者の取引につき値洗損失の計算の結果、取引がロスカット状態となった場合は、第4項の注文を執行するものとする。
なお、ロスカット注文を執行した結果、市場の状況によっては本約款に定めるロスカット水準における損失の額を超える損失又は超えない損失が発生する可能性がある。

第13条（本約款の変更について）

1. 当社は、法令、諸規則及び取引所規則等の変更、監督官庁の指示等に伴い、本約款を変更することがある。
なお、本約款を変更する際は、速やかにその内容を書面により委託者に通知するものとする。
2. 委託者が本約款の変更に関する異議がある場合は、当社が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、委託者は当該変更に関する同意したものとして取り扱う。

第14条（免責事項）

次の各号に定める事項の発生によって、値洗損失の計算ができなかった場合、又は本約款に基づく決済注文が行えなかった場合、当社は責任を負わない。

1. 商品取引所の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合。
2. 天変地異又は戦争等による障害により本取引の提供ができなくなった場合。
3. その他、当社の責めに帰することができない事由による場合。